(五)　皇位継承後の皇嗣に関する皇室経済法等の適用（附則第六条関係）

(1)　2による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に対しては、皇族費のうち年額によるものとして、定額の三倍に相当する額の金額を毎年支出することとした。

(2)　(三)の(3)の規定は、2による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族の御在所について準用することとした。

(六)　贈与税の非課税等（附則第七条関係）

2により皇位の継承があった場合において皇室経済法第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さないこととした。

(七)　意見公募手続等の適用除外（附則第八条関係）

次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法（平成五年法律第八八号）第六章の規定は、適用しないこととした。

(1)　2による皇位の継承に伴う元号法（昭和五四年法律第四三号）第一項の規定に基づく政令

(2)　(三)の(1)のロ、(三)の(2)、(四)のロ及び(八)に基づく政令への委任（附則第九条関係）

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めることとした。

(九)　国民の祝日に関する法律（昭和二三年法律第一七八号）の一部改正（附則第一〇条関係）

国民の祝日である天皇誕生日を「一二月二三日」から「二月二三日」に改めることとした。

(一〇)　宮内庁法（昭和二二年法律第七〇号）の一部改正（附則第一一条関係）

宮内庁法の附則に、次の規定を新設することとした。

(1)　宮内庁は、第二条各号に掲げる事務のほか、上皇に関する事務をつかさどることとした。

(2)　(1)の所掌事務を遂行するため、宮内庁に、上皇職並びに上皇侍従長及び上皇侍従次長を置くこととした。

(3)　上皇侍従長及び上皇侍従次長については、国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第二条に規定する特別職とし、給与等所要の規定の整備をすることとした。

(4)　2による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関する事務を遂行するため、宮内庁に、皇嗣職及び皇嗣職大夫を置くこととした。

(5)　皇嗣職が置かれている間は、東宮職を置かないこととした。

(6)　皇嗣職大夫については、国家公務員法第二条に規定する特別職とし、給与等所要の規定の整備をすることとした。

(二)　施行期日

(1)　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、1並びに6の(一)、(七)、(八)及び(二)の(2)は公布の日から、6の(九)及び(一〇)はこの法律の施行の日の翌日から施行することとした。

(2)　(1)の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならないこととした。

◇電子委任状の普及の促進に関する法律（法律第六四号）（総務省）

1　目的（第一条関係）

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約に関する書類の作成、保存等の業務を行う事業者の増加、情報通信ネットワークを通じて伝達される情報の安全性及び信頼性の確保に関する技術の向上その他の電子契約を取り巻く環境の変化の中で、電子委任状の信頼性が確保されることが電子契約における課題となっていることに鑑み、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設けること等により、電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図ることを目的とした。

2　定義（第二条関係）

(一)　この法律において「電子委任状」とは、電子契約の一方の当事者となる事業者（法人にあっては、その代表者。(四)の(1)において同じ。）が当該事業者の使用人その他の関係者に代理権を与えた旨（(三)において「代理権授与」という。）を表示する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。(二)及び(三)において同じ。）をいうものとした。

(二)　この法律において「電子契約」とは、事業者が一方の当事者となる契約であって、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録が作成されるものをいうものとした。

(三)　この法律において「電子委任状取扱業務」とは、代理権授与を表示する目的で、電子契約の一方の当事者となる事業者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、電子委任状を保管し、当該電子契約の他方の当事者となる者又はその使用人その他の関係者に対し、当該電子委任状（当該事業者が法人である場合にあっては、委任者として記録された当該法人の代表者が当該法人の代表権を有していることを確認している旨を表示する電磁的記録を含む。）を提示し、又は提出する業務をいうものとした。

(四)　この法律において「特定電子委任状」とは、次のいずれにも該当する電子委任状をいうものとした。

(1)　電子委任状に記録された情報について次に掲げる措置が行われているものであること。

イ　電子委任状に委任者として記録された事業者による電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名（同法第八条に規定する認定認証事業者又は同法第一五条第二項に規定する認定外国認証事業者によりその認定に係る業務として同法第二条第二項の規定による証明が行われるものその他これに準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。）

ロ　イに掲げるもののほか、当該情報が当該電子委任状に委任者として記録された事業者の作成に係るものであるかどうか及び当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができる措置として主務省令で定める措置

(2)　電子委任状に記録された情報が3の(一)に規定する基本指針において定められた3の(二)の(3)に規定する記録方法の標準に適合する方法で記録されているものであること。

3　基本指針（第三条関係）

(一)　主務大臣は、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとした。

(二)　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとした。

(1)　電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項

(2)　電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるための施策に関する基本的な事項

(3)　電子委任状に記録される情報の記録方法の標準その他電子委任状の信頼性の確保及び利便性の向上のための施策に関する基本的な事項

(4)　電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者の電子委任状取扱業務の実施の方法について5の(一)の認定の基準となるべき事項

(5)　その他電子委任状の普及を促進するために必要な事項

(三)　主務大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならないものとした。

4　国等の責務（第四条関係）

(一)　国は、広報活動等を通じて、電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるよう努めなければならないものとした。

(二)　国は、電子契約及び電子委任状に関する内外の動向の調査及び分析を行い、電子契約の当事者その他の関係者に対して当該調査により得られた情報及び当該分析の結果を提供するよう努めなければならないものとした。